



由木かわら版

令和7年度 Vol.3

センター長より

立春が過ぎ、活動しやすい季節が近づいてきました。今年も地域の方が参加しやすい楽しいイベントをいろいろご提案させていただきます。
お楽しみに!! 池田

発行：
八王子市高齢者あんしん相談センター 由木
八王子市下柚木 2-10-6 由木事務所内
042-679-1114 (FAX 042-670-2212)



覗いてみよう!

地域サロン 紹介コーナー



学園一番街コミュニティサロン ランチ会

開催場所：学園一番街コミュニティセンター調理室
(上柚木 3-3)

今回は、令和6年7月から活動されている学園一番街コミュニティサロン開催の『ランチ会』におじゃましました♪

『孤食・孤独防止に!』と、地域の民生委員さんが立ち上がり、毎回趣向を凝らした手作りランチを提供しています。ランチの参加だけでなく、調理からの参加も大歓迎! とのことです。

当日のメイン料理はロシア・東欧料理の「ボルシチ」「ピロシキ」!!
メはヨーグルトとロシアンティーのごちそうランチでした。

おしゃべりしながらの楽しいひとときと手作りの絶品ランチを堪能して、ココロもからだもポツと温まりました♪



からっと揚がった手作りピロシキ♪



みんなで作ってみんなでワイワイ食べる♪

健康講座をきっかけに参加しました。
主催の多田さん考案のメニューが毎回楽しみです。
管理栄養士さんからのアドバイス付きなのも健康づくりの嬉しいポイントです♪ (参加の方より)



【活動】ランチ会：隔月第4金曜日 11:00~
調理からの参加も募集中!
【参加費】350円/回 【定員】25名
【申込み】多田みゆき (090-9202-3474)

楽しいイベントをいっしょに企画しませんか♪

来たる春に向けて、今年も連続講座や教室、イベントを企画中です。
地域で「こんな講座をやってほしい!」「こんなことができたらいいな♪…」など
ご意見、ご相談がございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください!!
皆さんと一緒に楽しい一年の催しを企画できたら嬉しいです♪



お問合せ：八王子市高齢者あんしん相談センター由木 042-679-1114 担当山辺まで

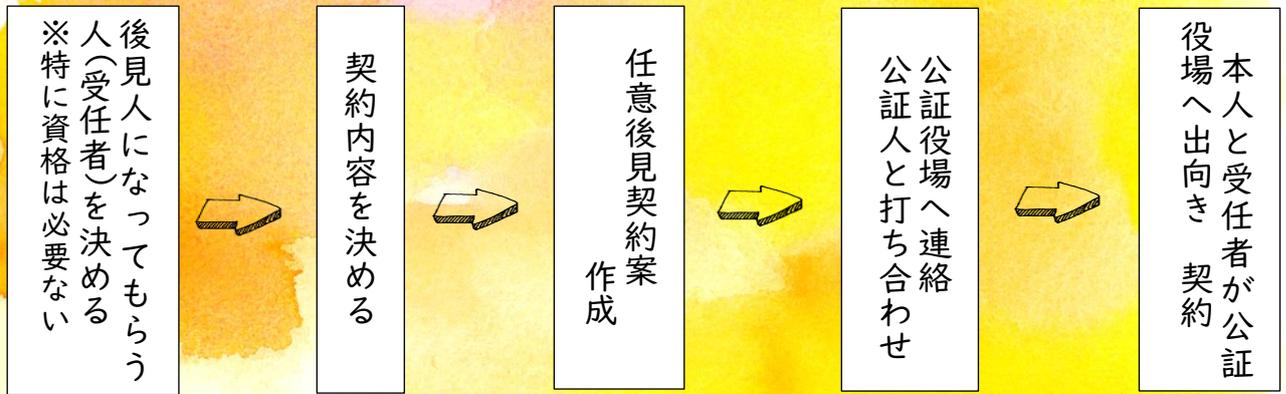
成年後見制度について その1

認知症等により判断能力が低下してきた(身体的な要因は含まれない)場合、その方の権利や生活を守る為に「成年後見制度」があります。今回は、「任意後見制度」と「法定後見制度」のうち、「任意後見制度」についてです。

任意後見制度とは

本人が予め判断能力が低下した時に備えて自ら選んだ人を任意後見人として指名し、本人の代わりに行ってもらう内容(財産・口座の管理、定期的な支払い、身上監護、介護や医療に必要や契約や手続きの支援等)を予め契約にて決めておく制度です。

任意後見人が付くまでの流れ



任意後見の開始にあたって…

本人・配偶者・4親等以内の親族・受任者からの家庭裁判所(家裁)への申し立てが必要となります。但し、本人以外からの場合は、本人の同意書が必要です。その上で、任意後見監督人が家裁から選任されると任意後見が開始となります。開始後は、ご本人と受任者が事前に取り決めた報酬が発生することがあり、任意後見人の職務については監督人を通じて家裁が監督することとなります。

気になる方やご相談がある方は、**高齢者あんしん相談センター由木**までご連絡ください。

厚生労働省 ホームページ 成年後見制度はわかり



認知症カフェ

かふえ ゆず プレオープンのご報告

去る1月14日、前号でお知らせしていた **かふえ ゆず** を居宅多摩南・介護ショップ多摩南と共催でプレオープンしました。

当日は、地域の方々14名、民生委員・ケアマネジャー・デイサービスほか医療・介護福祉事業所関係の方々20名、お茶出しや話し相手のボランティアの方々8名、総勢42名が集まりました。

様々な趣味や特技をお持ちの方が集まり、あちこちで話に花が咲いていました♪
今後も地域の方々気軽に立ち寄れる居場所作りをしていきたいと思っています。



お詫びと訂正

R7.Vol.2号の『クーリングオフの制度について』の記事の中で、通知書の記入例が、「**返還してください**」と記載すべきところを、「**変換してください**」となっていました。お詫びして訂正いたします。